

大学で福祉を学ぶ意義を問う

—KJ法による調査研究—

大浦 明美

I はじめに

現代は高校から大学への進学率が高まり、すでに全入時代に突入していると言われている。多くの高校生にとって、大学で何を専攻するか何を学ぶかは、その後の就職等の進路に影響してくるので、とても重要なことである。大学で学生は教養課程と専門課程の科目単位を取得しながら、特に専門分野について知識を深めて研究していく。その成果は主に卒業論文に見ることができる。一方、教養課程の成果は目に見えて表れてこないものも多く、即効的な教育効果がなさそうに言われている。それは実にそのとおりで、その成果はいぶし銀のように長い時間をかけて人の生き方に表れてくるものと捉えられる。

さて、本研究の教養としての福祉（福祉教育）は、福祉系以外の大学で履修するとすれば教養課程の履修科目において学ぶことになるだろうが、その学びも成果としてすぐに表出するものと、学生の姿勢からもなかなか見えてこないものがある。それは、単に教養だからということだけではなく、福祉教育の理念や方法論によるところが大きいと考えられる。

福祉教育の基本的理念について、新崎（2006.190-193）は、7つのタスク・ゴールを掲げている。それは、①基本的人権、②人間尊重、③自己有用感・自尊感情を育てる、④「社会的存在である人間」の理解、⑤インクルーシブな社会の創造、⑥ノーマライゼーション理念の成熟、⑦協同参画型社会の創造・地域福祉推進の担う主体形成である。そして、これらの理念を生徒・

学生自身の問題として受け止めるような方法論を理解するうえで、新崎は3つの考え方として、「課題提起型」教育、福祉教育実践者の受容的・共感的姿勢及び共に学ぶ姿勢、多様な価値観の存在を認め個人の気づきを尊重することを示している。

筆者は大学での福祉教育について新崎の示す基本的理念と同じくしつつ、方法論は課題提起型教育が妥当と考えている。自己と他者との福祉領域における社会的距離感をはかる思考や、生活課題を糸口に社会的問題へと発展し熟成していく思考を深めることは、学生にとって必要な時間となる。また、福祉系以外の大学の実態として、学生は個人の自主性と価値観に沿ったボランティアを自由に選択しており、そのようなことは成長段階として自然な行動として表れている。福祉教育の科目とボランティア学習は切り離し、教養課程の福祉教育、そしてボランティア学習として成り立つことで無理なく受講できるかと思われる。

また、その一方で、大学において教諭の普通免許状取得希望者を対象に、平成10年度より、介護等体験特例法（小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律）が実施されている。この法律の趣旨は、「教員が個人の尊厳及び社会連帯の理念に関する認識を深めることの重要性にかんがみ教員の資質向上及び学校教育の一層の充実を図る観点から、当面、小学校及び中学校の教諭の普通免許状取得希望者に、介護等体験をさせる」とされ、7日間以上の体験期間が義務付けられている。

このような、大学での介護体験等も福祉教育と捉えることはできるが、福祉教育の理論や実践・ボランティア学習等への理解を深めるためには、大学の教育科目として「福祉教育論」等の設置は必須と考える。その科目等で根本的に求められることは、「貧困な福祉観の再生産（原田正樹）」とならぬよう学生の福祉観への気づきと修正を意図する科目内容とすることが重要である。それには、学生が福祉教育を肯定的に受け止めることが望まれる。

教育現場では人権、男女平等、ノーマライゼーションの理念、自己有用感等が通底している問題が多く、それを解決していく過程で教師の福祉観が大

大きく影響する場合も少なくない。たとえば、教師が気付かない生徒に対する言葉の暴力、発達障害児への対応等が挙げられる。また、高等学校の現場で福祉教育担当教員になることもあるので、将来、教員を志望する学生にとって福祉を学ぶ意義は大きいと思われる。

以上の現状から、本研究では、教養としての福祉教育について論考する。そして、大学での福祉教育のあり方を探るため、小・中・高校で福祉教育を受けてきた学生を対象者として、福祉を学ぶ意義の有無や福祉教育に対する捉え方を質的研究である KJ 法により明らかにする。

II 教養としての福祉教育

青年期のうち福祉を学ぶ機会や時間のゆとりがある時期は、何と言っても社会に出て就労する前の学生時代ということになる。本研究では、福祉教育の定義を示し、高校や大学において福祉教育を受ける必要性について社会的背景から述べる。

1 福祉教育とは

福祉教育には、児童生徒に対する学校教育での福祉教育と、地域住民に対する生涯学習としての福祉教育と、社会福祉の専門職員を養成するための福祉教育とがある。その根本となる福祉教育の定義について、一番ヶ瀬康子と大橋謙策によるものを挙げる。

一番ヶ瀬 (1991) は、「福祉教育とは、様々な価値観を前提としながらも人権を守るものとして、日常生活における不断の努力を媒介にし、社会福祉を焦点とした実践教育である。」としている。

そして大橋 (2005) は、「福祉教育とは、憲法第 13 条、第 25 条などに規定された基本的人権を前提として成り立つ平和と民主主義社会をつくりあげするために、歴史的にも、社会的にも疎外されてきた社会福祉問題を素材として学習することであり、それらの切り結びを通して社会福祉制度、社会福祉

活動への関心と理解をすすめ、自らの人間形成を図りつつ、社会福祉サービスを利用している人々を社会から、地域から疎外することなく、共に手を携えて豊かに生きていく力、社会福祉問題を解決する実践力を身につけることを目的に行われる意図的な活動」と概念を規定している。

一番ヶ瀬は「社会福祉を焦点とした実践教育」として、実践していくことに福祉教育の意義を見出していると思われる。大橋は「共に手を携えて豊かに生きていく力」というノーマライゼーションの考え方を身につける実践教育と規定している。ゆえに両者の定義はともに、人権尊重の上に立ち、社会福祉問題を素材にした心身の成長をもたらす実践的教育としている。福祉教育も教養教育と同じように、すぐに役立つような技術的な知識のみを与えることは意図されていない。

2 福祉教育の導入経緯

さて、1970年代以降の高度経済成長期は、教養教育とともに福祉教育が必要とされ導入が図られた時期でもある。急速な高度経済成長による社会の歪みや、家庭・地域の基盤の脆弱化が社会に見えるような形で表出し、改めて福祉教育の必要性が叫ばれるようになった。

また、2000年を前後してバブルが崩壊した不景気時代、定常化社会の時代を背景に、さらに福祉教育が重要とされてきた状況がある。これについては、2004年に内閣府政府広報室が発表した「安全・安心に関する特別世論調査」の結果からみる現代の社会病理から述べる。そして、福祉の必要性については、中央教育審議会答申（1997）の「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」を取り上げる。

1) 高齢社会の進展

1970年にわが国の65歳以上の高齢者の人口が全体の7%を超え、高齢化社会に入ったことに伴い、高齢化社会の担い手の形成が求められるようになった。高度経済成長に伴う都市化、工業化に伴い核家族化が進み、高齢者と

のふれあいや交流等は、日常的な生活の中ではなされなくなった。一方、在宅で生活している高齢者のなかには、介護を必要としている要介護者や一人暮らしの高齢者も増えた。

それは社会の大きな問題であり、作家の有吉佐和子は、在宅の認知症高齢者の介護を題材にした著書『恍惚の人』（1972）の中で、老人福祉の主事は「老人をかかえたら誰かが犠牲になることは、どうも仕方がないですね。」とその時代の社会規範を述べている。また、介護を一手に引き受けていた主婦の昭子は「もともと老人は希望とも建設とも無縁な存在なのかもしれない。が、しかし、長い人生を営々と歩んできて、その果てに老耄が待ち受けているとしたら、では人間はまったく何のために生きてきたことになるのだろう。」と社会に問いかけている。当時、有吉は、認知症高齢者の介護による家庭崩壊、家族介護の限界等の、高齢者福祉に関して、社会に問題提起し高齢者福祉の推進に影響を与えた。

その後、社会の要請に伴い、地域では直接的な介護や援助活動が行える住民のボランティアの育成や、ヘルパー2級資格者の増加が図られ、地域における福祉教育が増進していった。学校による福祉教育では、高齢者との交流・高齢者施設等への訪問などが活発に行われるようになった。

2) ノーマライゼーションの思想

国際連合は1981年を「国際障害者年」とし、障害者の完全参加と平等について採択した。これは、地域社会から差別することなく、障害者とともに生きる社会を作ろうというノーマライゼーションの思想の具現化を図ることを目的としていた。この行動計画の中でも、障害者の正しい理解を促進する福祉教育の必要性が指摘された。

国際障害者年から35年過ぎ、これまで障害者の法整備がなされてきた。また、最近では、手話ボランティアや障害者ガイドヘルパーなど、地域で障害者への支援が目に見える形で行われ、地域での福祉文化が築きあげられてきている。2014年、我が国は障害者権利条約を批准した。2016年に障害を理

由とする差別の解消の推進に関する法律も施行され、学校の間における福祉教育では、障害者との交流・障害者体験等を実践することで共に生きる学びをさらに深めている。

3) 青年の心的な歪み

1970年以降、青年の発達歪みが各種調査で指摘されるようになった。無気力で喜怒哀楽や対人関係を豊かに持てない青年、引きこもり、死にたがる青年など心の内にこもるような現象がみられ、精神的疾患を思わせるような奇行がみられるようになってきた。一方、青年の問題行動、非行、学校内暴力の増大など反社会的行動も目に付くようになった。

それは、高度経済成長の結果、家庭崩壊と言われるような問題を抱えた家庭が存在し、地域の教育力が脆弱化した結果、子どもや青年の多様な社会体験の場が失われ、社会的有用感を味わう機会を喪失したのではないかと指摘されるようになった。そのため、福祉教育としてボランティア体験活動、障害者や高齢者との交流等を通して、自己有用感を実感するような実践学習が組まれている。また現代では、IT依存症により人間関係が築きにくい青年や軽度発達障害のある学生等への福祉教育が新たな課題と考えられる。

4) 福祉コミュニティの形成

高度経済成長で都市化、工業化のなかで地域の連帯が急激に崩壊し、家庭での子育てや生活上の近隣住民の励ましや、見守り、声がけ、あるいは相談というつながりの中での役割が地域で脆弱化していった。そして、精神障害者の増大や育児ノイローゼの増大が指摘されるようになった。

これに伴い、福祉コミュニティの形成が叫ばれるようになり、主体的に自立と連帯のまちづくりをすすめるボランティア活動の推進が大きな課題となり、その関係で、地域での福祉教育の必要性も指摘されるようになった。そのコーディネーター役として地区の社会福祉協議会が中心となって実践に取り組んでいる。最近ではNPO法人等が運営している「こども食堂」が全国的

に広まっている。生活困窮している家庭にあって、家庭に食べるものがない等により、地域の人が子どもと一緒に食事を摂る等の活動である。今後、子どもの貧困は福祉コミュニティの形成に大きくかかわる根幹の問題でもある。

また、東日本大震災や熊本地震による被害、あるいはかつてない大型勢力の台風による全国的被害等に対する災害ボランティアの活動は、福祉コミュニティの形成という視点において、目に見える福祉教育実践となっている。

5) 現代の社会病理—「安全・安心に関する特別世論調査」より

近年、自殺や児童虐待、また不可解な犯罪の増加、青少年のエスカレートするいじめ・非行の多発など、社会問題を指摘する声が多い。特にそれらは全体として増加傾向にある。いつの時代にも各種犯罪などの社会病理は存在していたが、これまでなかったような社会病理の問題が多くみられる。

2004年に内閣府政府広報室が発表した「安全・安心に関する特別世論調査」の結果では、「今の日本は安全・安心な国か」の問いで「そうは思わない」との回答が55.9%と過半数を超えた。その理由は「少年非行、ひきこもり、自殺などの社会問題が多発している」との回答が65.8%と最も多く、ついで「犯罪が多いなど治安が悪い」(64.0%)、「雇用や年金などの経済的な見通しが立てにくい」(55.6%)、「国際政治情勢やテロ行為などで平和がおびやかされている」(51.4%)となっている。年金、経済問題や国際情勢よりも、いわゆる「現代の社会病理」が、日本社会に不安を感じさせる最大の要因となっているといえる。

また、「一般的な人間関係について」の問いに、「難しくなったと感じる」との回答は60%を超えた。その原因についての回答は「人々のモラルの低下」や「地域のつながりの希薄化」の回答が50%を超え最も多かった。そして「人間関係を作る力が低下」「核家族化」が40%を超え、「ビデオ・テレビゲームなどの普及」との回答もそれに次いでいる。

この結果から、核家族化については、親族を通じた異なる年齢集団との関係を薄くし、それが子どもの発達にも大きな影響を与え、人間関係力の低下

をもたらしていると考えられる。その一つの要因として、IT化による家庭や社会の環境の変化があり、子どもが外で友達と遊んだり、直接的な人間関係を結ぶ機会も相対的に少なくなっているといえる。

そして、「社会の安全や安心にとって懸念される身近で増えたこと」の問いには、「情緒不安定な人、すぐキレル人（怒りっぽい人）」が最も多く40%を超え、「少年・少女の非行、深夜徘徊」や「児童虐待、家庭内暴力」の回答が続いている。

この世論調査から現代の社会病理が見えてくる。安全・安心な地域において、子どもたちに地域や人とのつながりを感じさせる「ボランティア」や「ふれあい」を通じ、コミュニケーション能力を身につけながら自分らしく生きることを学ぶ福祉教育が現代社会には求められていると考える。

6) 中央教育審議会答申から見る福祉教育の必要性

これまで述べてきたように、家庭・地域コミュニティは社会情勢・IT環境の変化に影響を受けており、それにより子ども・青年の健全な心的発達を阻むことにもなっている。このような状況を回避していくことを中央教育審議会答申にて明確にしている。ここでは、1997年の中央教育審議会答申「21世紀を展望した我が国の教育の在り方について」を取り上げる。この答申は、高齢社会に対応する教育の在り方の三つの基本的考え方として、次のように述べている。

第一に、「子どもたちが高齢者だけでなく、社会的な弱者や外国人などを含めて、自分自身と立場や考え方などが異なる人間と、共に生きていくという考え方をしっかり持つことが必要である。」ということ、第二に「子どもたちが、長寿化する社会の中で、長い人生を自立して生きていくことを考えると、生涯にわたって学んでいく態度や生涯にわたり心身ともに健康な生活を送るための基礎的な健康や体力をはぐくんでいくことが必要である」としている。そして、第三に、「高齢者がすべて社会的な弱者であるということは決してなく、長年培ってきた豊かな経験と知識を有する元気な高齢者が、

子どもたちの教育という営みに積極的に参加していくことは、(中略)今後ますます重要になるということである。」とし、高齢者や障害者等と共に生きていくというノーマライゼーションの考え方を教育に取り入れることを強調している。

福祉教育が学校に導入され展開されているにもかかわらず、子どもや青少年の問題行動が増加の一途をたどっているのは何故か、これまでの福祉教育の在り方を問い直す必要があるのではないだろうか。それには、まず義務教育から高等学校までの福祉教育を土台として、大学等において社会問題等について探求する場を設定することが有効と考えられる。

日本が人口減少社会に入り、日本人がどのように共生していくか等の大きな課題がある中で「生きる力」に関する教育は、福祉教育として実施されている。この時期は、社会福祉関係法のほとんどに改正がなされ、新しい法律や制度が実施されている。制度政策や地域福祉、個別的な福祉等、福祉領域も変革がもたらされている。

Ⅲ 大学で福祉を学ぶ意義を問う－KJ法による調査研究

青年である学生が福祉を学ぶ意義について、どのように捉えているかを調査するためKJ法を用いた。KJ法による本調査対象者の学生は、福祉教育論を受講し福祉を学んでいる。その学びの状況を下記に示す。

1 学生の取獲－福祉の学び

福祉系以外の大学等に進学すると、カリキュラムに「福祉」と名の付く科目がない学部は多いようだ。そのような現状において、筆者が大学で担当する福祉教育の科目(以下、「福祉教育論」とする。)は、福祉教育の理念や歴史に関する講義や福祉教育実践事例演習等を含め、専門教育課程を取得している学生にとって、唯一、福祉に関する科目となっている。また、カリキュラム必修科目ではあるが、より専門的科目でないからか、学生はのびのび授

業を受けているように思える。

福祉教育論の初回では、学生に「今まで、福祉教育を受けてきた人は？」と質問しているが、だいたい2～3人が挙手する。その学生に聞くと、老人ホームへの訪問や高齢者・障害者体験、車いす体験について答える。話の流れで、学生に福祉教育実践の事例を説明すると、ある程度の学生が福祉教育を受けてきたと答える。このような状況は義務教育において福祉教育がなされているものの、これが「福祉」の授業であるとは、生徒には伝えずに学習がなされていくことが原因している。つまり、生徒の記憶の中では「福祉」の授業を受けていないのである。もちろん、すべての学生はこれまで学校で教養としての福祉を学んで来ている。たとえば、先ほど挙げた例を含め点字体験、ボランティア体験、ペットボトルのキャップ回収、赤い羽根募金等が身近に福祉を感じるような場面設定で行われている。福祉教育論を受講した学生は、改めて福祉を学び直していくことになる。

また、学生は福祉的課題をベースとした制度政策に関する講義や演習を受けている。演習では「施設入所者とのコミュニケーション」「受容と共感」「胃ろう」「ファミリーマップとエコマップ」「非言語コミュニケーション」「認知症高齢者の権利擁護、ノーマライゼーション」、「ヒヤリハット集とホットホッカリ集の作成」等を題材にグループ討議に取り組んでいる。

上述した内容は、大局的に福祉教育を中心として科目内容が設定されている。

2 調査の目的

本調査は、福祉関係を専攻していない大学生を対象にした「青年が福祉を学ぶ意義をどのように捉えているのか」についての調査である。

大学で専攻が違うことから福祉関係の科目を履修することがほとんどない学生を対象として、福祉を学ぶ意義を抽出した調査はこれまでほとんど実施されていない。また大学における福祉教育の実践可能性に関する調査や、福祉関係を専攻していない学生の福祉教育に関する受け手としての思いについ

でのナラティブ分析もなされていない。このように当事者の思いに関する研究の蓄積が少ないという要因も含め、福祉関係以外の学部における福祉教育の導入も十分に議論がされていない現状がある。そこで、青年期の初期段階といえる大学生の自由記述文をデータとして、福祉関係を専攻していない学生（青年）が考える福祉を学ぶ意義について明らかにする。

3 調査の方法

2016年7月にA大学の福祉教育論を履修している2年次の学生（86名）を対象に「青年が福祉を学ぶ意義」について自由記述により提出させた。本研究では、その記述をデータとしKJ法を用いて質的研究を行った。

4 KJ法による分析

本研究では、大学2年生の「青年が福祉を学ぶ意義」についての自由記述のデータを用いて、KJ法（川喜田 1967,1970,1986）による以下の手順で行った。

まず、学生に「青年が福祉を学ぶ意義」について記述した内容をKJラベルに転記し、それぞれ「多段ピックアップ」によってラベルを厳選した。その結果得られたラベルを元ラベルとして、狭義のKJ法を行った。

狭義のKJ法は、元ラベル群の「グループ編成」「図解」「叙述化」の一連の作業である。「グループ編成」は、ラベル群の全体感を背景にし、ラベル同士の意味内容の近さを吟味して、セットになったものには「表札」と呼ばれる概念を文章として与える。この「グループ編成」の統合を繰り返し、ラベル群が10以内になったら「図式化」をする。「図式化」において統合されたラベル群を「島」と呼び、最終統合の島にはそれぞれ島同士の関係を関係線で示す。さらに最終的に得られた全体図解の内容を「叙述化」する。

福祉関係を専攻していない学生（青年）が考える福祉を学ぶ意義については、最終的に「大学生における福祉の学び」「青年期は福祉を学ぶ適齢期である」「福祉関係の知識を増やす」「将来に向けて試行錯誤しながら福祉を学

ぶ」「他者理解から学ぶ」「出会いの先にある豊かさを求めて人と関わる」「自己覚知により心の動きを調整する」「幸福感の包摂をめざす」の8つの「島」に統合された。結果を図解化（図1）した内容を叙述すると、以下の通りになる。

なお、本文中の「 」は元ラベル、《 》は第1段階の統合による表札、太字「 」は最終的な島の表札、『将来に向けて試行錯誤しながら福祉を学ぶ』は総タイトルとする。（回答数112、多段ピックアップ後に総ラベル31）

1) 各島の叙述（図1を参照）

- ① 福祉教育論の講義では、まず社会福祉の基礎として福祉関連の制度政策を学んでいる。その状況について、学生は「正しいことを知ることで自分にプラスとなることが多い」し、「知識を得ておくことで多くの場面を柔軟に対応できるようになる」など、《① 自分に関わってくる問題を想定できる》ようになるとしている。また、演習の授業では「周りの人と意見交換できるのも大学生ならではのと思う」ことや、「小学校から高校までに学べなかったことを補う」ことも考え、《② グループでの事例検討等により考察を深めた》。学生自身の問題として「社会に出てからすべてが自分の責任になる」し、「社会に出てから活躍するために必要不可欠だろう」として、《③ 将来の自分に役立つ福祉への関心は高い》と考え、「大学生における福祉の学び」が必要であるとしている。
- ② 大学生が福祉を学ぶことについては、「自分の経験から物事を考え自分のこれからと関係のある福祉について学ぶには適した年齢が青年であると思う」とし、「将来日本の中心となる世代が学ぶ」必要があり、《① 持続可能な福祉を見出したい》としている。また「一人一人が他の人の生き方や考え方を尊重しお互いに生きていくことが大切である」ことや、「自分で自分を守るため正しい知識を知っている必要がある」とし、このような思いから、《② 人権尊重の理念を学んでいく》ことは大切で、総じて「青年期は福祉を学ぶ適齢期である」と捉えている。

将来に向けて試行錯誤しながら福祉を学ぶ

1 大学生における福祉の学び

①自分に関わってくる問題を想定できる
正しいことを知ることで悩みが解消されたり、楽になったり自分にプラスとなることが多い
知識を得ておくことで多くの場面で柔軟に対応できるようになる

②グループでの事例検討等により考察を深める
周りの人と意見交換できるのも大学生ならではの思う小から高までに学べなかったことを補う

③将来の自分に役立つ福祉への関心は高い
社会に出てからすべてが自分の責任になる
社会に出てから活躍するために必要不可欠だろう

図1 KJ法全体図解「青年が福祉を学ぶ意義を問う」

2 青年期は福祉を学ぶ適齢期である

①持続可能な福祉を見出したい
自分の経験から物事を考え自分のこれからと関係のある福祉について学ぶには適した年齢が青年であると思う
将来日本の中心となる世代が学ぶ

②人権尊重の理念を学んでいく
一人一人が他の人の生き方や考え方を尊重しお互いに生きていくことが大切である
自分で自分を守るため正しい知識を知っている必要がある

3 福祉関係の知識を増やす

①福祉の知識がなければ苦勞する
福祉に対する考えが変わる
福祉を有効に活用するためその内容を理解する必要がある

②福祉は社会と人との距離を感じさせる
福祉は自分の身の回りにあふれていてこれからも維持していかなければならない大切なものと思う
なんとなく過ごしてきたこの社会にたくさん課題問題がある

③ノーマライゼーションの考え方を知る
社会の仕組みを知り同世代ではなく異世代の人と共存していく
貢献するだけではなく福祉の恩恵を私たちはどこかしらで受けている

4 将来に向けて試行錯誤しながら福祉を学ぶ

①問題を検討する力を磨く
幸福な状態を維持するためにはどうしたらよいだろうかという一つのテーマを様々な角度から探っていく
課題を受け止める学び

②迷い悩むことで成果(自分らしさ)を会得していく
何事も吸収しやすいこの時期にたくさん学ぶことで生活に活かすため試行錯誤し価値を深めていくことができる

5 他者理解から学ぶ

①ボランティアで培われた気配りの習慣を維持する
自分と違った立場の人のことを考えるきっかけになり他者を気遣うこともできるようになる
周りの人にも目を向けられるように

②専門職に相談することでメリットがある
当事者に対してどのように接してどのような対策をとらなければならないのかを考える
人とのつながりは大切にし高齢者にも幸せな生活をしてもらうことを考える

6 出会いの先にある豊かさを求めて人と関わる

①自他の相違によって関係性を知る
社会で働くようになる様々な人と出会う
人間は一人で生きているわけではない

②共生していくことで生活の豊かさを得る
他人にできることを考えていく
自分が今から何をすべきか生きていく上で必要な基礎的な知識を体得する

8 幸福感の包摂をめざす

人の幸福度を高める地域力を引き出す
将来日本の中心となる世代が学び国民全体が幸せを感じる国作りができるようになる
より多くの人が幸福になるため

7 自己覚知により心の動きを調整する

人としての価値を深めていく
思いやりの気持ちを持つことができる
人をいたわる気持ちがあわてくる

- ③ 講義や演習が進むにつれて、学生は、「福祉に対する考えが変わる」、「福祉を有効に活用するため自分がその内容を理解する必要がある」とし、将来、《①福祉の知識がなければ苦勞する》とも思えた。そして、「福祉は自分の身の回りにあふれていて、これからも維持していかなければならない大切なものだと思う」、「なんとなく過ごしてきたこの社会にも、たくさんの課題問題がある」ことに気付き、《②福祉は社会と人との距離を感じさせる》としている。それは「社会の仕組みを知り同世代ではなく違う世代の人々と共存していくため」であり、「貢献するだけでなく福祉の恩恵も受けている」と思えた。これは正しく《③ノーマライゼーションの考え方を知る》ことであり、それに付随する周辺の知識も得て、「福祉関係の知識を増やす」必要性を感じている。
- ④ グループワークでは、グループ内で福祉領域において関心のあるテーマについて調査し、約20分のプレゼンテーションを行っている。このような授業構成について学生は、「幸福な状態を維持するためにはどうしたらよいのだろうか」という一つのテーマを様々な角度から探っていく」ことであり、「課題を受け止める学び」と捉え、《①課題を検討する力を磨く》ことになっている。これにより「何事も吸収しやすいこの時期にたくさん学ぶことで福祉を生活に活かすため試行錯誤し価値を深めていくことができる」とし、《②迷い悩むことで成果（自分らしさ）を会得していく》など、「将来に向けて試行錯誤しながら福祉を学ぶ」ことが重要としている。
- ⑤ 共感と傾聴の事例検討演習では、「自分と違った立場の人のことを考えるきっかけになり他者を気遣うこともできるようになる」、「周りの人にも目を向けられるように」との気持ちは、《①ボランティアで培われた気配りの習慣》が見られるが、「当事者に対してどのように接してどのような対策をとらなければならないのかを考える」、「人とのつながりは大切に高齢者にも幸せな生活をしてみようことを考える」ことは勿論だが、場合によっては、《②専門職に相談することでメリットがある》

として「他者理解から学ぶ」ことは多かった。

- ⑥ 福祉の学びから、学生は「社会で働くようになると様々な人に出会う」、「人間は一人で生きているわけではない」など、《①自他の相違によって関係性を知る》ことや、「他人にできることを考えていく」、「自分が今から何をすべきか生きていく上で必要な基礎的な知識を体得する」。《②共生していくことで生活の豊かさを得る》ことを学び、「出会いの先にある豊かさ」を模索していこう。
- ⑦ 学生が「思いやりの気持ちを持つことができる」ことや「人をいたわる気持ちかわいてくる」ことから《人としての価値を深めていく》ことは「自己覚知により心の動きを調整する」として青年期に必要である。
- ⑧ 学生である青年が福祉を学ぶ意義は「将来日本の中心となる世代が学び国民全体が幸せを感じる国作りができるようになる」ことや、「より多くの人が幸福になるため」であり、《人の幸福度を高める力を引き出す》ことにより、「幸福感の包摂をめざす」ことにある。

2) 最終的な統合結果

福祉関係を専攻していない学生（青年）が考える福祉を学ぶ意義について、第1に「正しいことを知ることで自分にプラスとなることが多い」、「知識を得ておくことで多くの場면을柔軟に対応できるようになる」、「周りの人と意見交換できるのも大学生ならではの思う」、「小学校から高校までに学べなかったことを補う」、「社会に出てすべてが自分の責任になる」、「社会に出てから活躍するために必要不可欠だろう」など、《① 自分に関わってくる問題を想定できる》、《② グループでの事例検討等により考察を深めた》、《③ 将来の自分に役立つ福祉への関心は高い》と考え、「大学生における福祉の学び」が必要であるとしている。

第2に、「自分の経験から物事を考え自分のこれからと関係のある福祉について学ぶには適した年齢が青年であると思う」、「将来日本の中心となる世代が学ぶ」、「一人一人が他の人の生き方や考え方を尊重しお互いに生きてい

くことが大切である」、「自分で自分を守るため正しい知識を知っている必要がある」とし、《①持続可能な福祉を見出したい》、《②人権尊重の理念を学んでいく》ことは大切であり、総じて「青年期は福祉を学ぶ適齢期である」と捉えている。

第3に、「福祉に対する考えが変わる」、「福祉を有効に活用するため自分がその内容を理解する必要がある」、「福祉は自分の身の回りにあふれていて、これからも維持していかなければならない大切なものだと思う」、「なんとなく過ごしてきたこの社会にも、たくさんの課題問題がある」、「社会の仕組みを知り同世代ではなく違う世代の人々と共存していくため」、「貢献するだけでなく福祉の恩恵も受けている」とし、《①福祉の知識がなければ苦勞する》、《②福祉は社会と人との距離を感じさせる》、《③ノーマライゼーションの考え方を知る》ことにもなった。「福祉関係の知識を増やす」ことで、それに付随する周辺の知識も得ている。

第4に、「幸福な状態を維持するためにはどうしたらよいのだろうかという一つのテーマを様々な角度から探っていく」、「課題を受け止める学び」、「何事も吸収しやすいこの時期にたくさん学ぶことで福祉を生活に活かすため試行錯誤し価値を深めていくことができる」とし、《①課題を検討する力を磨く》、《②迷い悩むことで成果（自分らしさ）を会得していく》など、「将来に向けて試行錯誤しながら福祉を学ぶ」ことが重要としている。

第5に、「自分と違った立場の人のことを考えるきっかけになり他者を気遣うこともできるようになる」、「周りの人にも目を向けられるように」との気持ち、「当事者に対してどのように接してどのような対策をとらなければならないのかを考える」、「人とつながりは大切にし高齢者にも幸せな生活をしてもらうことを考える」ことにより、《①ボランティアで培われた気配りの習慣》が見られることは勿論だが、場合によっては、《②専門職に相談することでメリットがある》として「他者理解から学ぶ」ことが示された。

第6に、「社会で働くようになると様々な人に出会う」、「人間は一人で生きているわけではない」、「他人にできることを考えていく」、「自分が今から

何をすべきか生きていく上で必要な基礎的な知識を体得する」ことで、《①自他の相違によって関係性を知る》、《②共生していくことで生活の豊かさを得る》ことを学び、「出会いの先にある豊かさ」を模索していくとされた。

第7に「思いやりの気持ちを持つことができる」、「人をいたわる気持ちがいってくる」、《人としての価値を深めていく》ことは、「自己覚知により心の動きを調整する」として青年期に必要なことが示された。

第8に「将来日本の中心となる世代が学び国民全体が幸せを感じる国作りができるようになる」、「より多くの人々が幸福になるため」、《人の幸福度を高める力を引き出す》ことにより、「幸福感の包摂をめざす」としている。

IV 考察

1990年代後半から2000年代にかけて大学審議会答申や中央教育審議会答申で示されてきたように、新しい時代の教養教育の在り方に变革があった。それと時を同じくして、中央教育審議会において「生きる力」を育成する福祉教育が導入されることとなった。また教科「福祉」が設置され、福祉系高等学校では介護福祉士養成教育を行うことが可能となった。この福祉教育とそれに伴うボランティア学習についての研究は、日本福祉教育・ボランティア学習学会等の多様な視点からの蓄積を見ることができる。特に高校福祉科による研究やそれを発展させ高大接続あるいは高大連携による福祉教育の研究から、さらに大学における福祉教育、地域福祉教育へと、グローバル化の時代にあって個別の幸福追求のための新たな福祉教育の提案というものが求められている。

本研究対象者である学生の福祉観は、小・中学校及び高等学校における福祉教育の実践で培われており、大学での福祉教育では、その福祉観の再認識・再生産がなされる。これについて、岡(2010)は、入学後の早い時期から実習や実践、フィールドワークやサービスラーニングなどを取り入れて、多様な生徒や学生が自らの体験的・経験的な学習を通して、相互に意見交換し

たり、共同学習を行っていくことが重要であるとしている。そして、岡(2010)は、福祉系高校の役割は、直接的には福祉分野の仕事に就かないが福祉社会を構成する市民を育成することでもあり、人間の尊厳や社会正義に基づいた福祉教育が求められているとした。しかし、岡の研究は、福祉系大学あるいは福祉系高校についての調査結果によるものであり、福祉系以外の大学に置き換えて言えるとは限らない。学生が福祉の基本的な理論・制度政策等を理解せずに、実践やフィールドワーク等のみにより福祉教育の成果を上げることは難しいと思われる。

そのような理由もあって、筆者はKJ法による調査によって、「青年が福祉を学ぶ意義について」というテーマで、学生からデータを抽出した。

その結果からの考察は以下のとおりである。

学生は講義や事例検討等の演習等で福祉関係の知識は増えていき、他者を理解することや、自己覚知による自分の心の動きを調整していくことで、出会いの先にある豊かさを求めて人と関わるができるようになり、それは幸福感の包摂を目指すことにもなる。このようなことから学生は、青年期について福祉を学ぶ適齢期と考えていて、将来に向けて試行錯誤(必ずしも答えや正解がない課題に取り組む等)しながら福祉を学ぶことに意義があると捉えていた。学生にとって重要なことは、他者理解と自己覚知により自分の心の調整を図ることであり、それによって、青年期においては、出会いの先にある豊かさを求めて人と関わるができるようになると考えている。

他者理解や自己覚知が行われることで、そこに共感が生まれるならば、それは福祉教育の成果と言えるだろう。また、出会いの先にある豊かさとは、社会的排除の問題が根底にあり、その解決による出会いと、その社会関係により心情的な豊かさを得ることを想起させることを意味している。それは包摂社会という社会の変化のみならず幸福感の包摂という人々の心のケアを目指すことになる。

これに重なるような意味合いとして、室田(2014)が「人の認識が変わり、共感が生み出されるという変化の過程は福祉教育の実践によって醸成さ

れる」と述べている。また、室田（2014）は、「液状化した現代では、誰も人生の答えを与えてくれない。したがって、一人ひとは、自らの悩むという行為をとおして生きる道を探り当てることが求められる。この悩むという行為を肯定する環境としての、社会づくりや地域づくりを進めるために福祉教育が求められる。」と提示し、人が悩む行為を肯定する環境を、地域・社会における福祉実践や福祉教育に求めている。

しかし、本稿のKJ法の調査結果で、学生は、人が悩む行為や試行錯誤を肯定する環境を大学の場に求めている。このようなことから、学生は早期青年期である学生時代は福祉を学ぶ適齢期と考えている。その内容については、必ずしも知識を詰め込むものではなく、答えや正解がない課題に悩みながら取り組む試行錯誤型の福祉教育に意義があると考えられる。それは、まさしく教養課程の中の福祉教育内容であり、「豊かな福祉観の再生産」となるような福祉教育が求められていることでもある。

V おわりに

本研究では、福祉教育を受ける側の学生が、福祉を学ぶ意義をどのように受け止めているのかをKJ法によって明らかにした。そして、福祉系以外の大学において福祉教育を学ぶ意義があると学生は考えていることが示された。このような質的研究を蓄積することによって、それを一般化するための量的研究を行う必要性も出てくると考えられる。

文献

- 有吉佐和子 (1982) 「恍惚の人」 新潮社
- 新崎国広 (2006) 「福祉教育の課題と展望」 新崎国広・立石宏昭編著「福祉教育のすすめ」 ミネルヴァ書房 187-201
- 新崎国広 (2002) 「福祉教育における施設ボランティア・コーディネーションの役割と可能性」 日本福祉教育・ボランティア学習学会年報 Vol.7
- 新崎国広 (2011) 「学校教育における福祉教育・ボランティア学習実践研究の課題と展望」 日本福祉教育・ボランティア学習学会研究紀要 Vol.18
- 天野郁夫 (2013) 「大学改革を問い直す」 慶応義塾大学出版会
- 濱中淳子 (代表) (2003) 「大衆化する大学—学生の多様化をどうみるか」 岩波書店
- 原田正樹 (2009) 「共に生きること共に学びあうこと—福祉教育が大切にしてきたメッセージ」 大学図書出版
- 一番ヶ瀬康子 (1991) 「福祉を拓き、文化をつくる」 中央法規出版
- 川喜田二郎 (1967) 「発想法 創造性開発のために」 中央公論新社
- 川喜田二郎 (1970) 「続・発想法」 中央公論新社
- 川喜田二郎 (1986) 「KJ 法—渾沌をして語らしめる」 中央公論社
- 清成忠男 (2010) 「現代日本の大学革新 教学改革と法人経営」 法政大学出版局
- 文部科学省文部事務次官の通達 (1997) 「小学校及び中学校の教諭の普通免許状授与に係る教育職員免許法の特例等に関する法律等の施行について」
http://www.mext.go.jp/b_menu/hakusho/nc/t19971126001/t19971126001.html
- 文部科学省 (1997) 「21 世紀を展望した我が国の教育の在り方について」 中央教育審議会
- 第 2 次答申 http://www.mext.go.jp/b_menu/shingi/chuuou/toushin/970606.htm
- 村上尚三郎・間 哲朗編著 (2010) 「福祉・教育を考える」 久美株式会社
- 室田信一 (2014) 「社会的排除に対するコミュニティソーシャルワークと福祉教育」 日本福祉教育・ボランティア学習学会研究紀要 Vol.23.36-45.
- 内閣府政府広報室 (2004) 「安全・安心に関する特別世論調査」

<http://survey.gov-online.go.jp/tokubetu/h16/h16-anzen.pdf>

岡 多枝子 (2010)「高校時代の進路選択から見た高大接続福祉教育」日本福祉教育
・ボランティア学習学会研究紀要 Vol.16.

大橋謙策編集代表 (2005)「福祉科指導法入門」中央法規出版

大浦明美 (2016)「マスメディアによる福祉教育への影響 - B校の質問紙調査より」
千葉大学人文社会科学研究第 33 号 .61-74.

岡多枝子・大浦明美・奥山留美子 (2016)「青年期における福祉の学び - 高大連携」
日本福祉教育・ボランティア学習学会年報 Vol.27 .

大浦明美 (2016)「教養としての福祉を学ぶ - 高大一貫カリキュラムに関する研究
-」日本福祉教育・ボランティア学習学会年報 Vol.27 .

東海高等教育研究所 (2010)「大学を考える - 教育・研究の原点に立ちかえって -」
大学教育出版会

(おおうら あけみ・講師)

